

3. 授業の出欠席等

(1) 授業の出欠席について

○本学では、以下の理由で授業を欠席する場合は、必要な証明書類を添えた上で「欠席届」（例外理由のある場合）を提出することで、欠席として取り扱わないこととしています。この場合、別に補講や授業を補う課題等が出されることがあります。あらかじめ（インフルエンザ等を理由とする場合は治癒後速やかに）学生サポートセンターに相談してください。

理由	必要な証明書
インフルエンザ、麻しん、風しん、結核等の学校感染症※	① インフルエンザ ・罹患報告書（インフルエンザ用） ・調剤明細書（日付記載）又は医師の診断書 ② インフルエンザ以外 ・登校許可証明書
新型コロナウイルス感染症	・罹患報告書（新型コロナウイルス感染症用） ・調剤明細書（日付記載）又は医師の診断書 注）検査キットによる自己検査の場合は、以下3点が確認できる写真（一枚の写真に以下の全てが入るように撮影する） ① 陽性反応が出た検査キットの写真 ② 検査者の氏名、検査日を記入したメモ用紙 ③ 検査キットの外箱又は外袋（「体外診断用医薬品」又は「第一類医薬品」の記載部分）
忌引	会葬御礼状等 （配偶者：連続する7日以内（土日祝日含む）） （一親等（父母、子）：連続する7日以内（土日祝日含む）） （二親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）：連続する3日以内（土日祝日含む）） （三親等（おじ・おば・曾祖父母）：1日）
授業（教育実習、保育所実習、施設実習、臨地実習等） ※ただし、キャリア実習を除く	所属学科の証明
裁判員制度により裁判員等に選ばれた時	選任手続き期日のお知らせ（呼び出し状）を窓口に提示してください
公共交通機関の遅延・運休	交通機関の発行する遅延証明書または運休証明書
上記以外で学生の責に帰すべき事由以外	

※学校感染症の種類と出席停止期間の基準については、各年度の『履修案内』をご確認ください。

※学校感染症に罹患しているもしくは罹患している疑いがあると診断された場合は、登校せず、速やかに学生サポートセンターに連絡してください。

○欠席が続く場合、大学から確認の連絡が入ることがあります。病気やけがによる入院等、長期に授業を欠席する場合は、早めに授業担当教員やゼミの教員に連絡をしてください。

○原則として、30分を超える遅刻および早退は、欠席扱いとします。ただし、科目によって遅刻等が認められないことがあります。

(2) 出席と試験受験資格について

○授業時間数（当該科目の授業回数）の3分の2以上出席しなければ、試験（レポート等の場合もある）を受けることができません。

特に、進級要件となっている科目（「9. 卒業要件単位、進級要件」参照）において、3分の2以上の出席（14回の授業の場合、10回以上の出席）がなければ、試験を受けることができず、進級できなくなります。くれぐれもご注意ください。